

# 令和5年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議分科会 ヤングケアラー支援に関する検討会（第1回）

日時：令和5年8月23日（水）15：40～17：00  
オンライン開催

## 次第

- 1 こども青少年局局長あいさつ
- 2 委員等紹介
- 3 ヤングケアラー支援に関する検討体制について
- 4 令和5年度ヤングケアラーの支援に向けた取組について
- 5 その他

資料3

資料4

### 【配布資料】

- 資料1-1 ヤングケアラー支援に関する検討会 委員名簿
- 資料1-2 ヤングケアラー支援に関する検討会 事務局名簿
- 資料2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱
- 資料3 ヤングケアラー支援に関する検討体制について
- 資料4 令和5年度ヤングケアラーの支援に向けた取組について

令和5年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議分科会  
ヤングケアラー支援に関する検討会委員名簿

## 【有識者・支援団体等】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	サイノウ 斎藤 真緒	立命館大学 産業社会学部 教授
2	シマモト 島本 洋一	中区基幹相談支援センター 所長
3	スグロ 勝呂 ちひろ	一般社団法人 Omoshiro 代表理事
4	ハヤシダ 林田 育美	認定特定非営利活動法人 つづき区民交流協会 都筑多文化・青少年交流プラザ館長
5	フジキ 藤木 和子	全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会 副会長 弁護士
6	フナダ 舟田 泰久	横浜市社会福祉協議会 地域活動部 市民活動支援課ヨコ寄付推進担当課長
7	マツハシ 松橋 秀之	社会福祉法人のぞみの家 児童養護施設理事長 特定非営利活動法人よこはまチャイルドライン 副代表理事
8	ユザワ 湯澤 直美	立教大学 社会学部 福祉学科 コミュニティ福祉学 教授

## 【行政職員】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	サンペイ 三瓶 淳	城郷小学校 校長
2	アキヤマ 秋山 美帆	教育委員会事務局 課長補佐 (人権教育・児童生徒課担当係長)

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議分科会  
ヤングケアラー支援に関する検討会 事務局出席者名簿（R5）

資料1-2

所属・補職		氏 名
局長	こども青少年局長	吉 川 直 友
部長	こども青少年局副局長（総務部長）	福 嶋 誠 也
	こども青少年局こども福祉保健部長	武 居 秀 顕
課長	こども青少年局企画調整課長	柿 沼 千 尋
	こども青少年局青少年育成課長	森 脇 美 也 子
	こども青少年局こども家庭課長	藤 浪 博 子
	こども青少年局こどもの権利擁護課長	上 原 嘉 明
	こども青少年局障害児福祉保健課長	高 島 友 子
	国際局政策総務課多文化共生担当課長	廣 瀬 綾 子
	健康福祉局企画課長	高 木 美 岐
	健康福祉局生活支援課長	新 井 隆 哲
	健康福祉局福祉保健課長	山 下 和 宏
	健康福祉局地域支援課長	中 村 明 子
	健康福祉局障害施策推進課長	中 村 剛 志
	健康福祉局高齢在宅支援課長	吉 原 祥 子
	教育委員会事務局教育政策推進課担当課長	浦 田 晴 香
	教育委員会事務局学校支援・地域連携課長	須 山 次 郎
	教育委員会事務局高校教育課長	宮 村 浩 文
	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長	末 吉 和 弘
教育委員会事務局東部学校教育事務所指導主事室長	横 山 康 孝	
係長	こども青少年局企画調整課企画調整係長	宗 川 淳
	こども青少年局こども家庭課こども家庭係長	名 倉 孝 典
	教育委員会事務局教育政策推進課担当係長	阿 部 栄 一

## 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

制 定 平成 28 年 8 月 22 日 こ企第 180 号 (こども青少年局長決裁)  
最近改正 平成 29 年 7 月 5 日 こ企第 110 号 (こども青少年局長決裁)

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議(以下、「計画推進会議」という。)の運営に関し必要な基本事項を定める。

## (目的)

第 2 条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画」(以下、「計画」という。)に関し、次に掲げる事項について計画推進会議の委員に助言を求める。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 支援に係る事業・取組の実施に関すること。

## (委員)

第 3 条 計画推進会議の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わり  
の深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

## (会議)

第 4 条 計画推進会議の会議は、こども青少年局長が招集する。

- 2 計画推進会議の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

## (分科会)

第 5 条 困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援についての専門的な事項に関し、意見交換を行う必要があると、こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長が認めるときは、分科会を設置し、分科会の委員に助言を求める。

- 2 分科会の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

## (謝金)

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

## (意見の聴取等)

第 7 条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に計画推進会議への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 計画推進会議(分科会を含む)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴手続等)

第9条 計画推進会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、計画推進会議の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 計画推進会議の事務局は、こども青少年局企画調整課、健康福祉局企画課及び教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局企画調整課が務める。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

## ヤングケアラー支援に関する検討体制について

令和4年度、ヤングケアラーに関する実態把握調査を実施し、支援策を検討するなど、子どもの貧困対策に関する計画推進会議（外部有識者等による懇談会）の場において議論を進めてきました。

そうした経過を踏まえ、令和5年度は、計画推進会議の分科会として、新たにヤングケアラー支援に関する検討会を立ち上げ、関係機関の連携強化や支援の更なる拡充を図ります。

### ヤングケアラー支援に関する検討会（外部有識者等による懇談会）

#### (1) 目的

- ①令和5年度の実施の進捗や課題の意見交換
- ②令和6年度の実施等に関する意見交換
- ③関係機関の連携強化や支援の更なる拡充に関する意見交換 等

#### (2) メンバー構成

学識経験者、民間事業者（介護、障害、外国人支援、子育て分野等）、  
学校関係者、関係団体（市社会福祉協議会等）10人程度

#### (3) 検討会の位置づけ

子どもの貧困対策に関する計画推進会議の分科会として新規に設置

#### 【参考】子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱第5条（分科会）

困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援 についての専門的な事項に関し、意見交換を行う必要があると、こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長が認めるときは、分科会を設置し、分科会の委員に助言を求める。

#### (4) 開催スケジュール

年2～3回程度（第1回【8/23】は子どもの貧困対策に関する計画推進会議と同日開催）

## 「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の概要

### ●第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画

#### (1) 計画の趣旨

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として令和4年3月に第2期計画を策定しました。

#### (2) 計画の対象

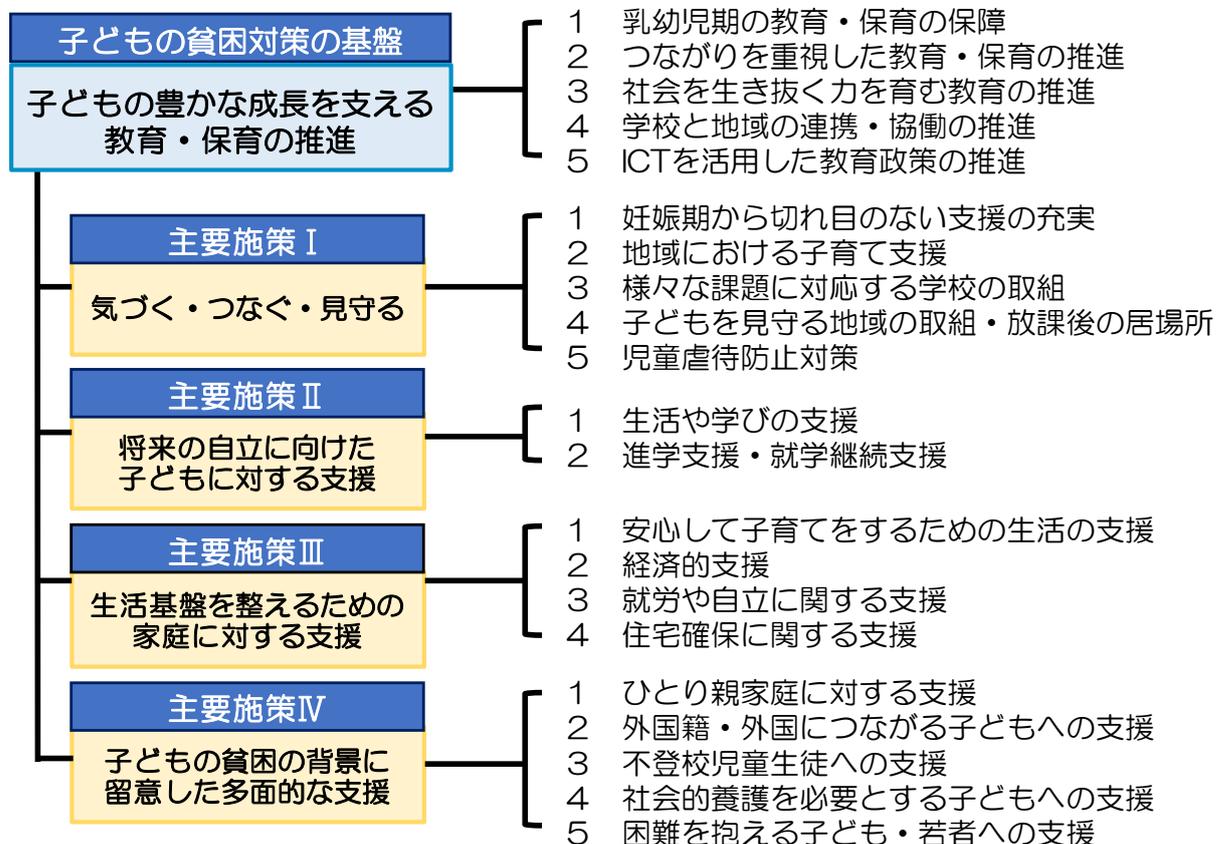
生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね20代前半までの、現に困窮状態にある、又は、保護者の疾病・障害やひとり親家庭であることなどにより、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者とその家庭

#### (3) 対象期間

5か年（令和4年度～令和8年度）

#### (4) 計画の体系

全ての子どもを対象とした「子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進」を子どもの貧困対策の基盤として据えるとともに、4つの施策の柱に沿って取組を進めます。



説 明 資 料  
令 和 5 年 8 月 2 3 日  
横 浜 市 こ ど も 青 少 年 局  
こ ど も 家 庭 課

# 令和5年度 ヤングケアラーの支援に向けた取組

## 目次

- 1 ヤングケアラー実態把握調査 実施概要
  - 2 調査結果から見えてきたもの
  - 3 調査結果を踏まえた令和5年度の実施取組
  - 4 子どもや家族に関する相談・支援の体制
- 参考 調査結果概要

# 1 ヤングケアラー実態把握調査 実施概要

## 調査目的

本市におけるヤングケアラー(※)の生活状況や世話をしていることによる生活への影響、支援ニーズ等を把握し、適切な支援策を検討すること。

(※)法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

## 調査対象

市内の公立学校に通う小学5年生、中学2年生、高校2年生(合計約7万5千人)

## 調査内容

学校生活等に関すること	出席状況、部活動への参加状況、授業への意欲、悩み 等
家庭や家族に関すること	世話をしている家族の有無・状況・頻度、世話をしていることによる影響、周りの大人にしてもらいたいこと 等
ヤングケアラーについて	ヤングケアラーという言葉の認知度、自分がヤングケアラーにあてはまると思うか 等

# 1 ヤングケアラー実態把握調査 実施概要

## 調査手法

各学校を通じ、生徒本人に調査概要や調査回答フォームの二次元コード等を記載した用紙を配布し、各生徒はWeb上で回答(回答は任意)。

## 調査期間

令和4年6月17日(金)～7月22日(金)

## 回答者数(率)

全体: 45,490 人(回答率:約60.0%)

( 小学5年生: 22,485 人(回答率:約75.0%)  
 中学2年生: 19,133人(回答率:約73.6%)  
 高校2年生: 3,872人(回答率:約20.4%) )

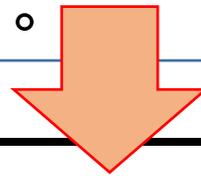
## 2 調査結果から見えてきたもの

- ① 家庭が抱える様々な課題
- ② 潜在化する傾向
- ③ 生活への影響と周りの大人に望むこと

### 3 調査結果を踏まえた令和5年度の取組

#### ① 家庭が抱える様々な課題

幼いきょうだいや高齢の祖父母、障害のある家族など、世話を担う子どもが直面している家庭の課題は様々であり、中には複数の課題を抱えている場合もあります。



子どもや家庭の状況を総合的にアセスメントしながら、適切な福祉サービス等につなげていけるよう、**学校、区役所等の関係機関の体制・連携強化**により、支援を進めていきます。

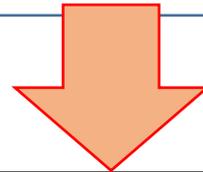
○ヤングケアラーは、子どもや家庭それぞれが様々な課題を抱えているため、市役所の中で関係区局間の情報共有・連携強化を実施します。また必要な支援や情報共有・連携体制のあり方などを継続して検討する必要があることから、有識者等を含む会議を実施します。

○さらに、支援についての理解を深めるため、支援に関心のある地域の方々や子どもと直接関わる学校や家族のケアを担う事業所を対象とした研修を実施します。

### 3 調査結果を踏まえた令和5年度の取組

#### ② 潜在化する傾向

誰かに相談するほどの悩みではない、相談相手がいない・わからない等の理由で、相談経験がない子どもが多く見られます。また、ヤングケアラーという言葉の認知度も高いとは言えない状況です。



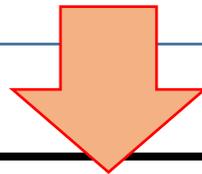
**子ども本人や周囲の大人に対する広報・啓発を更に推進し、ヤングケアラーの正しい理解を深め、子どもたちが声を上げやすくするとともに、地域全体で子どもたちを見守り、支える環境づくりを進めていきます。**

○子どもたちを含めた市民お一人おひとりに関心をもっていただけるよう、マンガなど親しみやすい媒体を活用した広報・啓発を展開し、ヤングケアラーに対する認知度向上と理解の促進を図ります。

### 3 調査結果を踏まえた令和5年度の取組

#### ③ 生活への影響と周りの大人に望むこと

勉強や睡眠、部活動等の時間が十分に取れないといった影響が見られます。また、周囲の大人に対しては、家事や家族のお世話及び将来のことについての相談支援や、学習面のサポートなどが求められています。



子どもたちが自分の時間を確保できるよう、**身体的な負担を軽減するとともに、悩み相談等の心理的なサポートを行う取組**を推進していきます。

○現在ヤングケアラーを支援している団体のほか、今後ヤングケアラー支援に取り組もうとする意欲のある団体や民間事業所等の活動に団体補助を実施します。  
○支援の必要な子育て家庭に向けて実施している各種ヘルパー派遣事業の委託単価を増額し、利用機会の拡充を図ります。

### 3 調査結果を踏まえた令和5年度の取組

#### 実施内容①研修

※ヤングケアラー支援団体(一般社団法人Omoshiro)への委託により実施

- ・対象:子どもにかかわる支援団体・者、家族のケアにかかわる施設、ヤングケアラー支援に関心のある人等
- ・内容:・市実態調査から見えてきたこと、事例検討 など
- ・実施回数:45回(市域9、区域36)以内 ※研修の参加者に対する事後フォローアップ(電話相談)

#### 実施内容②広報啓発

- ①ヤングケアラーに関する広報動画を広告配信中(7月21日から8月26日まで)
- ②特設webサイトの開設による広報啓発(9月末開始予定)
- ③ヤングケアラーの実話に基づく漫画の掲載(11月末開始予定)
- ④各種PR広告掲載(デジタルサイネージ・SNS等)

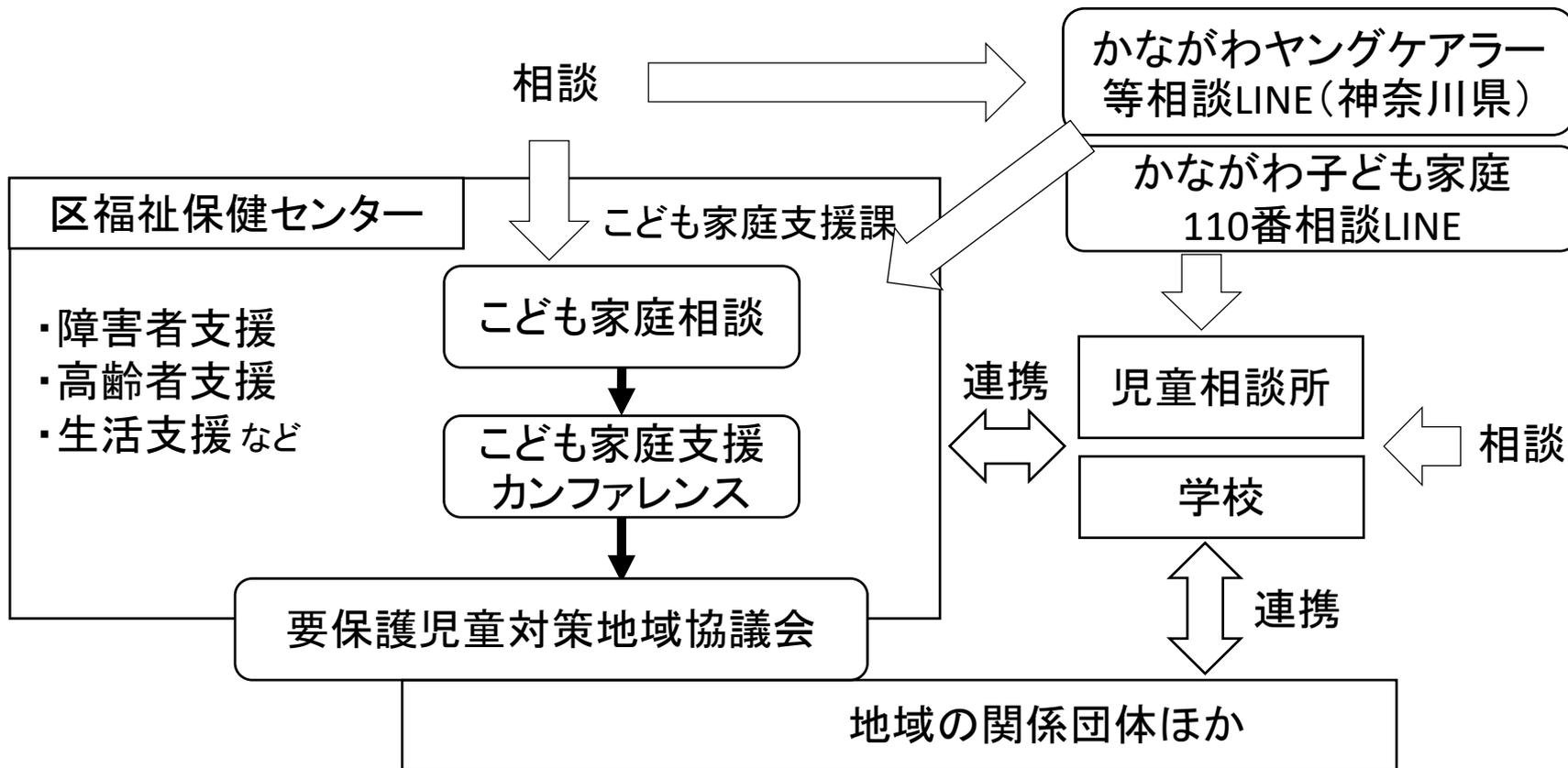
#### 実施内容③補助金

- ・現在ヤングケアラーを支援している団体のほか、今後ヤングケアラー支援に取り組む意欲のある活動団体などへ補助金を交付により支援(9~10月開始予定)
- ・補助対象メニュー:ピアサポート、オンラインサロン、見守り等

#### 実施内容④ヘルパー派遣

- ・家事や育児支援を必要とする家庭がヘルパー派遣事業を利用しやすくなるように事業者への委託単価を増額

# 4 子どもや家族に関する相談・支援の体制



ヤングケアラー支援に関する庁内連絡会  
(区代表(5区)、国際局、健康福祉局、教育委員会、医療局、こども青少年局)

## ■ 参考 調査結果概要

# ヤングケアラーという言葉の認知度

ヤングケアラーという言葉聞いたことがある子どもは、いずれの学年も約3~4割程度となっている。

あなたは「ヤングケアラー」という言葉をこれまで聞いたことがありますか

- 聞いたことがあり、よく知っている
- 聞いたことはあるが、よく知らない
- 聞いたことはない
- わからない、無回答



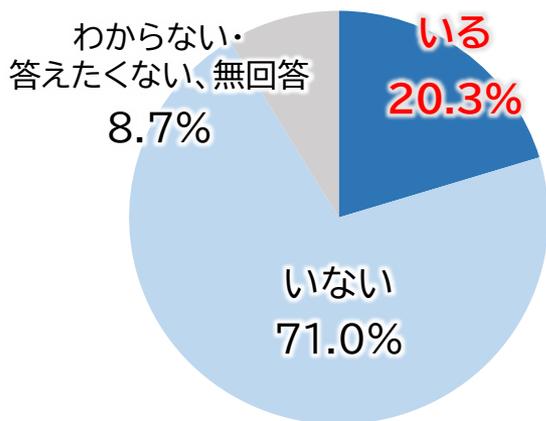
# 世話をしている家族の有無

小学5年生の20.3%(5人に1人)、中学2年生の13.5%(7人に1人)、高校2年生の5.4%(19人に1人)が家族の中に世話をしている人が「いる」と回答している。

家族の中にあなたが世話をしている人はいますか

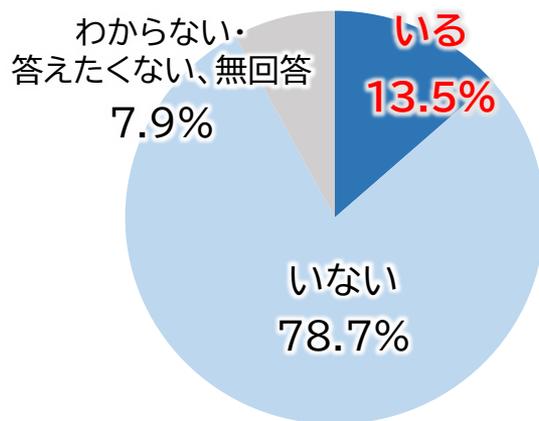
小学5年生

(n=22,016)



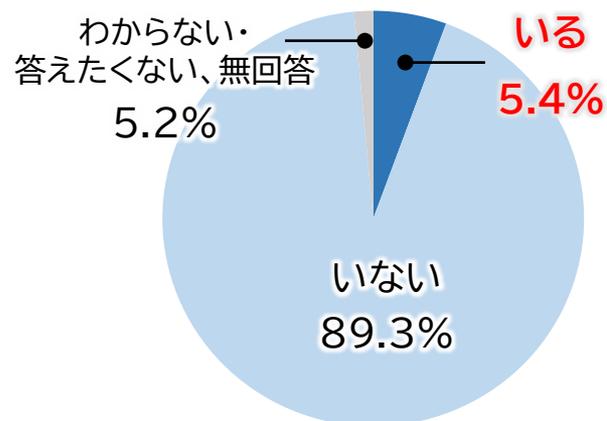
中学2年生

(n=18,977)



高校2年生

(n=3,863)

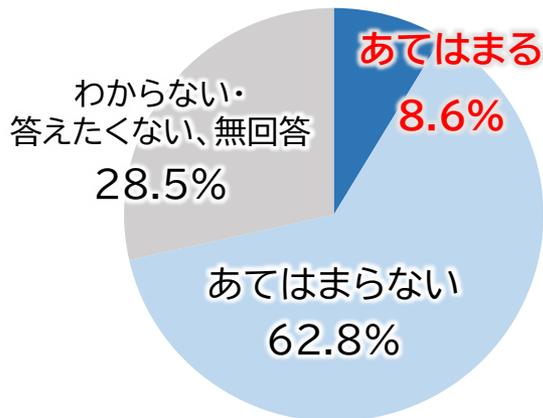


# 自分がヤングケアラーであると思うか (対象:家族の世話をしている子ども)

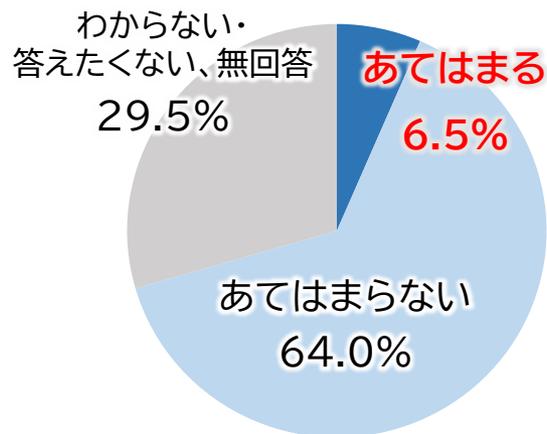
自分がヤングケアラーだと思う子どもの割合は、小学5年生の8.6%(全体の約1.7%)、中学2年生の6.5%(全体の約0.9%)、高校2年生の11.0%(全体の約0.6%)となっている。

あなたは自分が「ヤングケアラー」にあてはまると思いますか

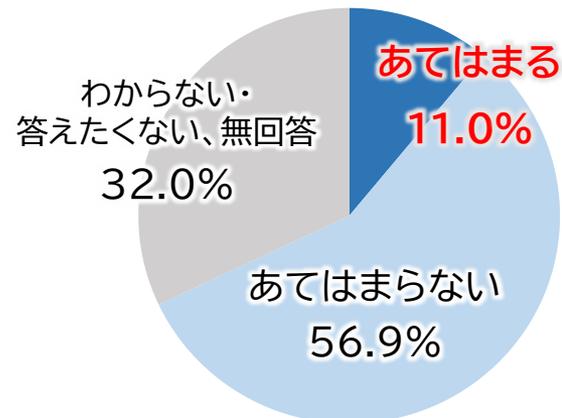
小学5年生  
(n=4,463)



中学2年生  
(n=2,555)



高校2年生  
(n=209)



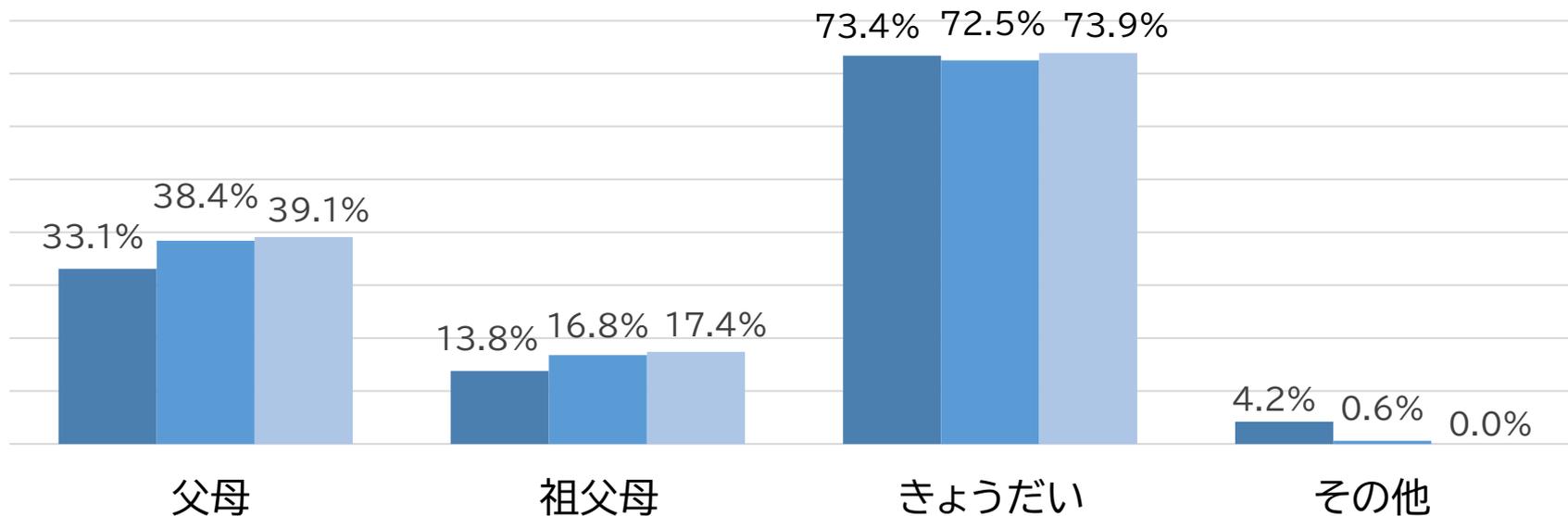
# 世話をしている相手

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

いずれの学年も「きょうだい」が最も多く、次いで「父母」「祖父母」となっている。

あなたがお世話をしている相手は誰ですか(複数回答)

■小学5年生(n=384) ■中学2年生(n=167) ■高校2年生(n=23)



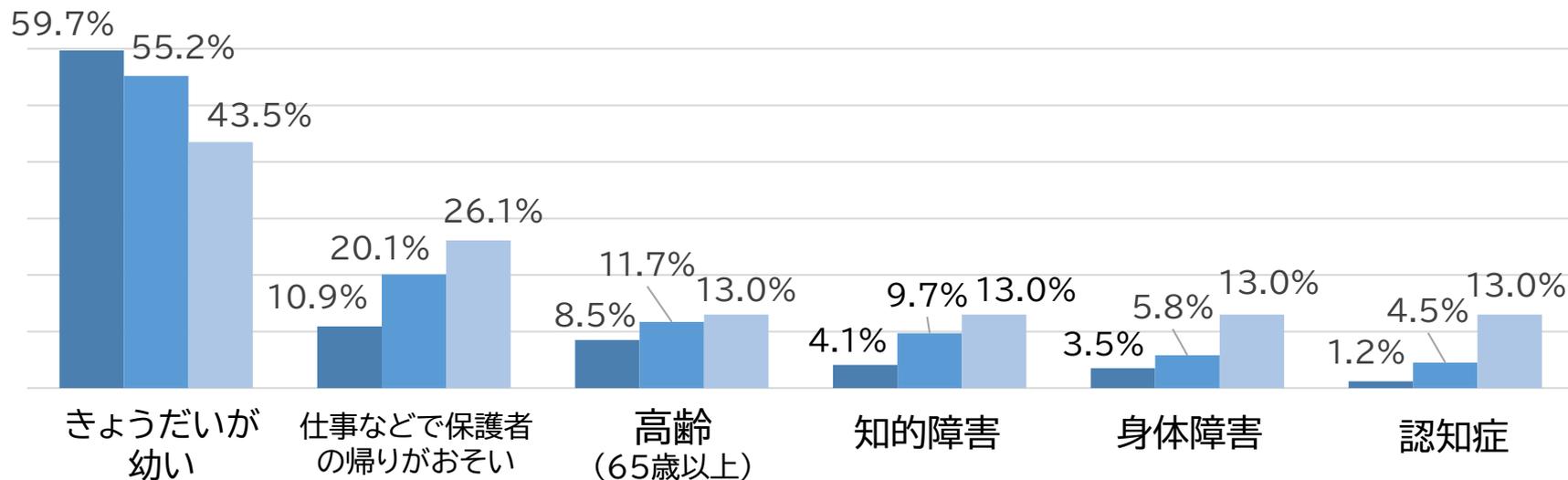
# 世話をしている理由

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

いずれの学年も「きょうだいが幼い」が最も多く、次いで「仕事などで保護者の帰りが遅い」となっている。高校生は他の学年と比較し、家族の障害や病気などの理由が多くなっている。

あなたがお世話をしている理由を教えてください(複数回答)

■小学5年生(n=340) ■中学2年生(n=154) ■高校2年生(n=23)



# 世話をしている理由の数

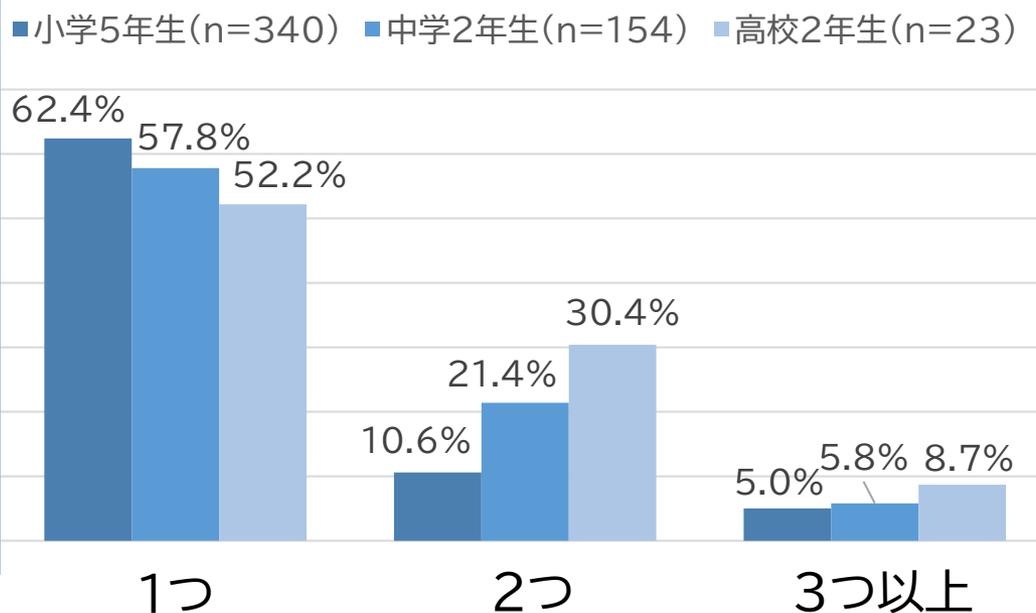
(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

複数の理由で家族の世話をしている子どもも見られる。また、学年が上がるにつれ、その割合が増える傾向にある。

## <お世話をしている理由>

- きょうだいが幼い
- 仕事などで保護者の帰りが遅い
- 高齢(65歳以上)
- 知的障害
- 身体障害
- 認知症
- こころの病気(うつ病など)  
※疑いをふくむ
- 日本語が苦手 など

お世話をしている理由の数



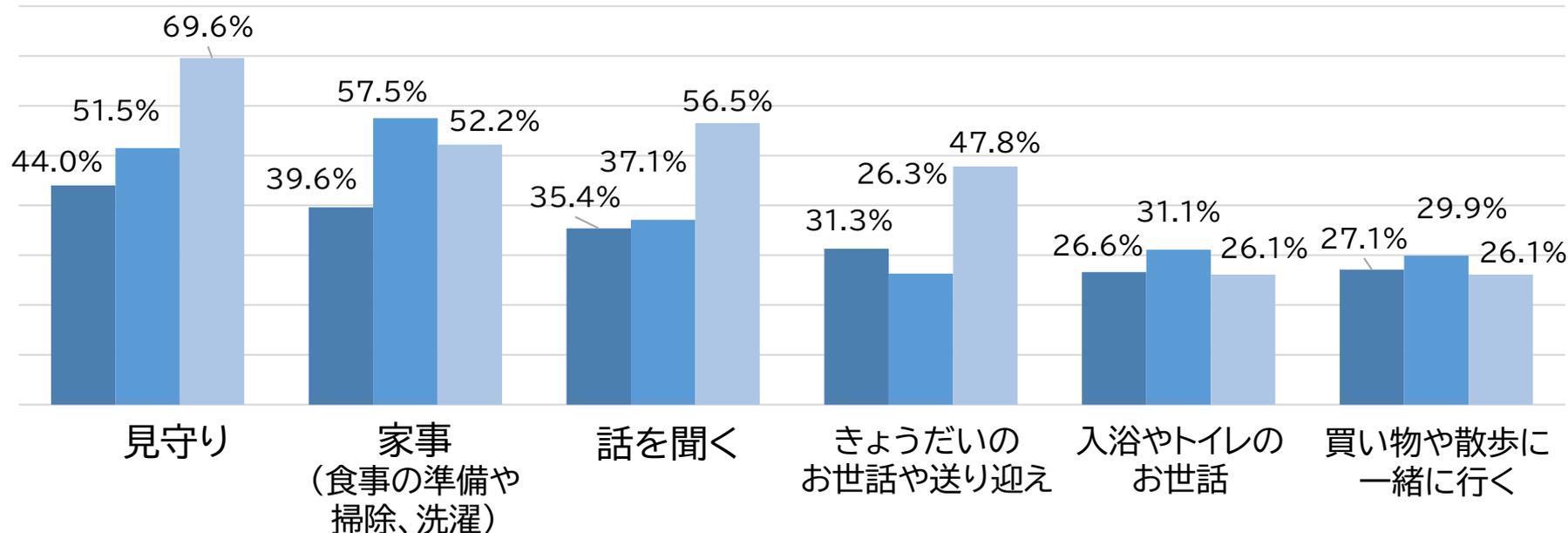
# 世話の内容

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

いずれの学年も、「見守り」や「家事」、「話を聞く」など様々であるが、高校生は他の学年と比較し、多くの内容を担っている状況が見られる。

あなたはどのようなお世話をしていますか(複数回答)

■小学5年生(n=384) ■中学2年生(n=167) ■高校2年生(n=23)



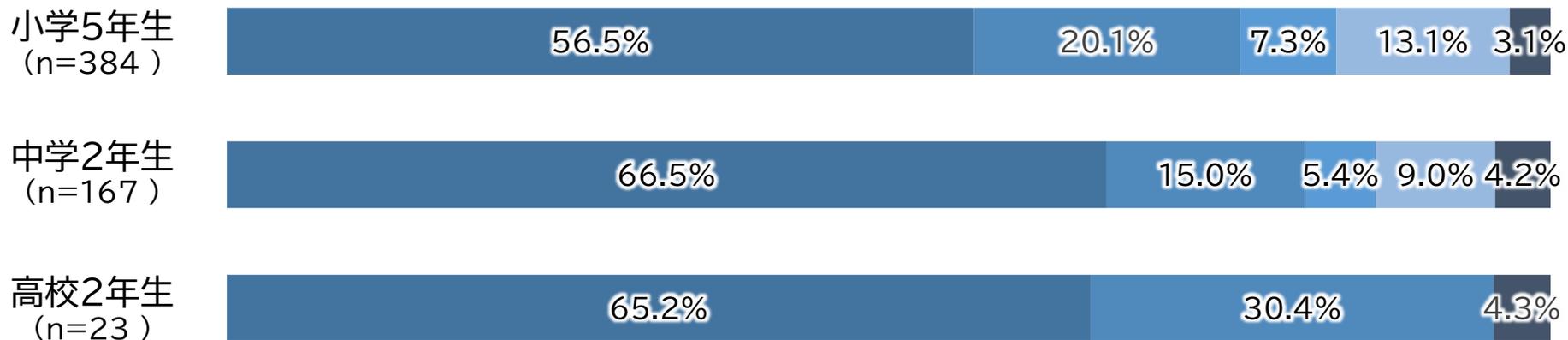
# 世話の頻度

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

いずれの学年も「ほぼ毎日」が最も多く、高校生は約95%が週に3日以上世話をしている状況が見られる。

あなたがお世話をしている頻度を教えてください

- ほぼ毎日
- 週に1日～2日
- わからない・答えたくない、無回答
- 週に3日～5日
- 1か月に数日・その他



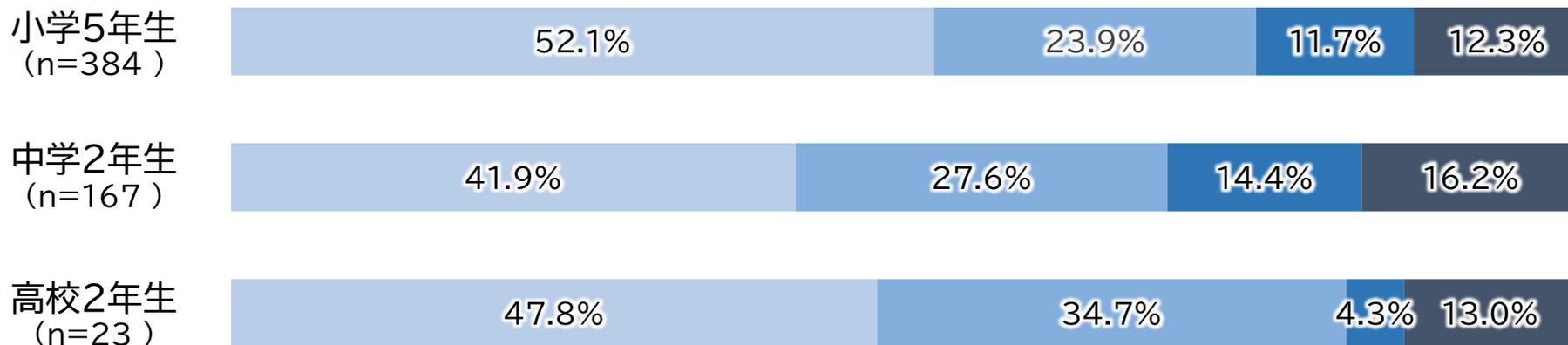
# 世話に費やす時間

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

いずれの学年も「3時間未満」が最も多いが、一部の子どもについては「7時間以上」世話をしている状況が見られる。

あなたは1日に何時間くらいお世話をしていますか  
(日によって違う場合は、この1か月で一番長かった日の時間を教えてください)

- 3時間未満
- 3時間～7時間未満
- 7時間以上
- わからない・答えたくない、無回答



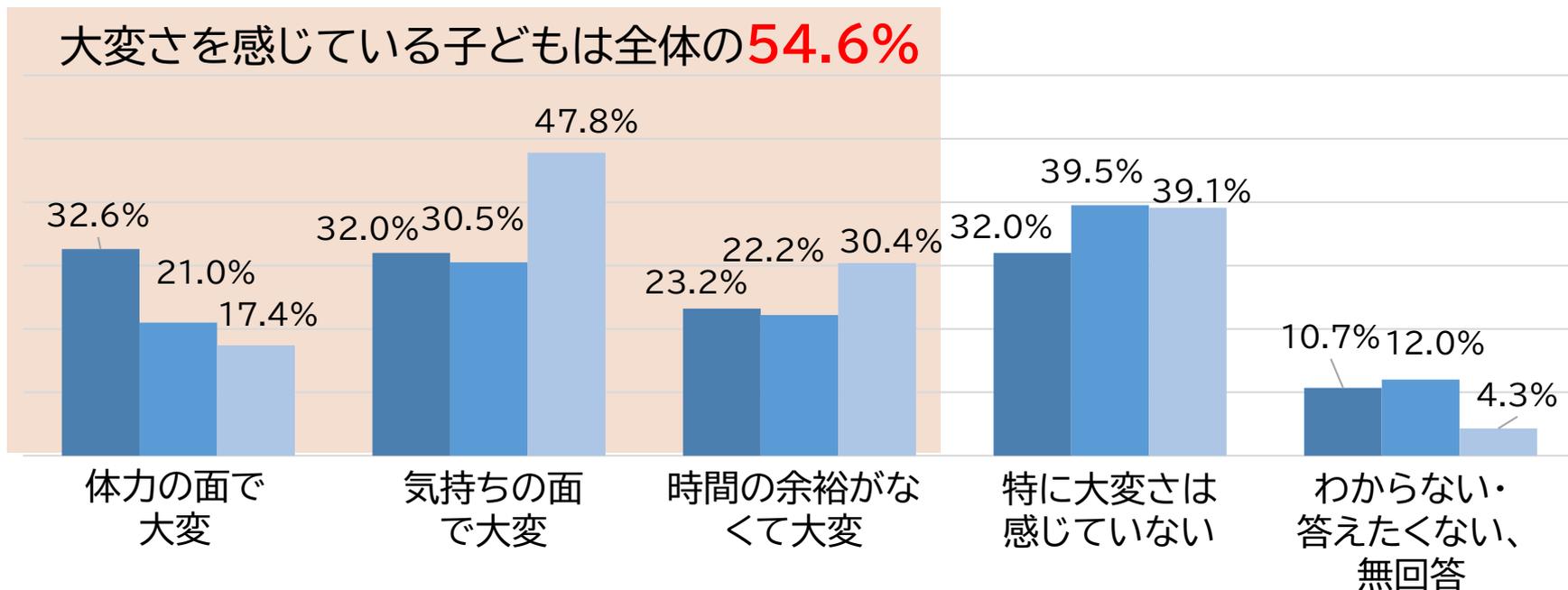
# 世話をすることを感じているきつさ

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

子どもの過半数が、体力や気持ちの面などで大変さを感じており、特に高校生は気持ちの面で大変さを感じている割合が高い。

## 世話をすることを感じているきつさ(複数回答)

■小学5年生(n=384) ■中学2年生(n=167) ■高校2年生(n=23)



# 世話をしていることについての相談経験

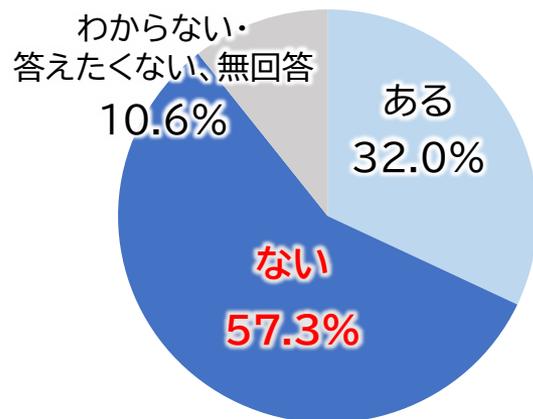
(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

小学生及び中学生の約6割、高校生の約4割が相談したことが「ない」と回答している。

あなたがお世話をしている家族のことや、お世話の悩みについて  
誰かに相談したことはありますか

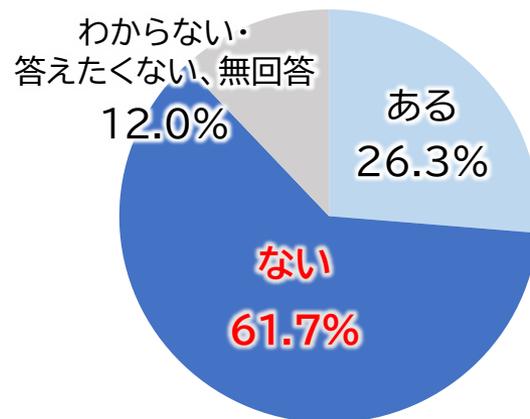
小学5年生

(n=384)



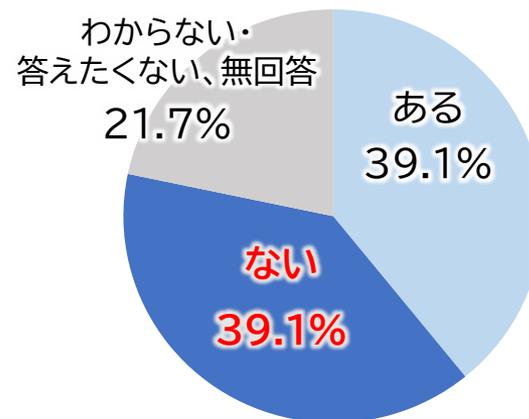
中学2年生

(n=167)



高校2年生

(n=23)



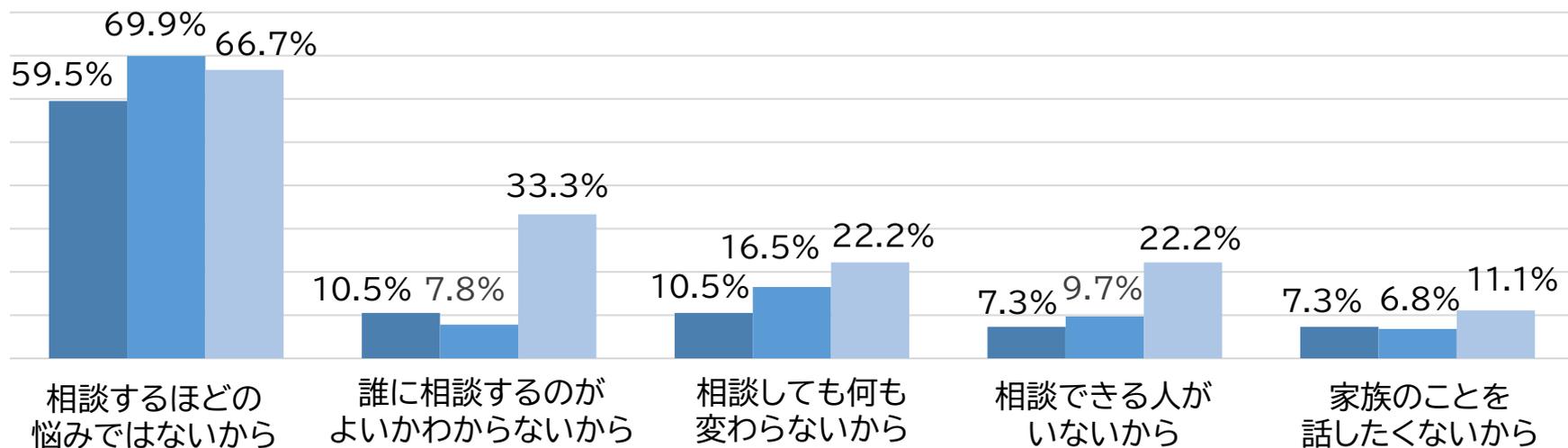
# 世話について相談したことがない理由

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

いずれの学年も「誰かに相談するほどの悩みではない」との回答が最も高く、「誰に相談するのがよいかわからないから」「相談しても何も変わらないから」といった回答も見られる。

お世話について相談したことがない理由を教えてください(複数回答)

■小学5年生(n=220) ■中学2年生(n=103) ■高校2年生(n=9)



# 周りの大人にしてもらいたいこと

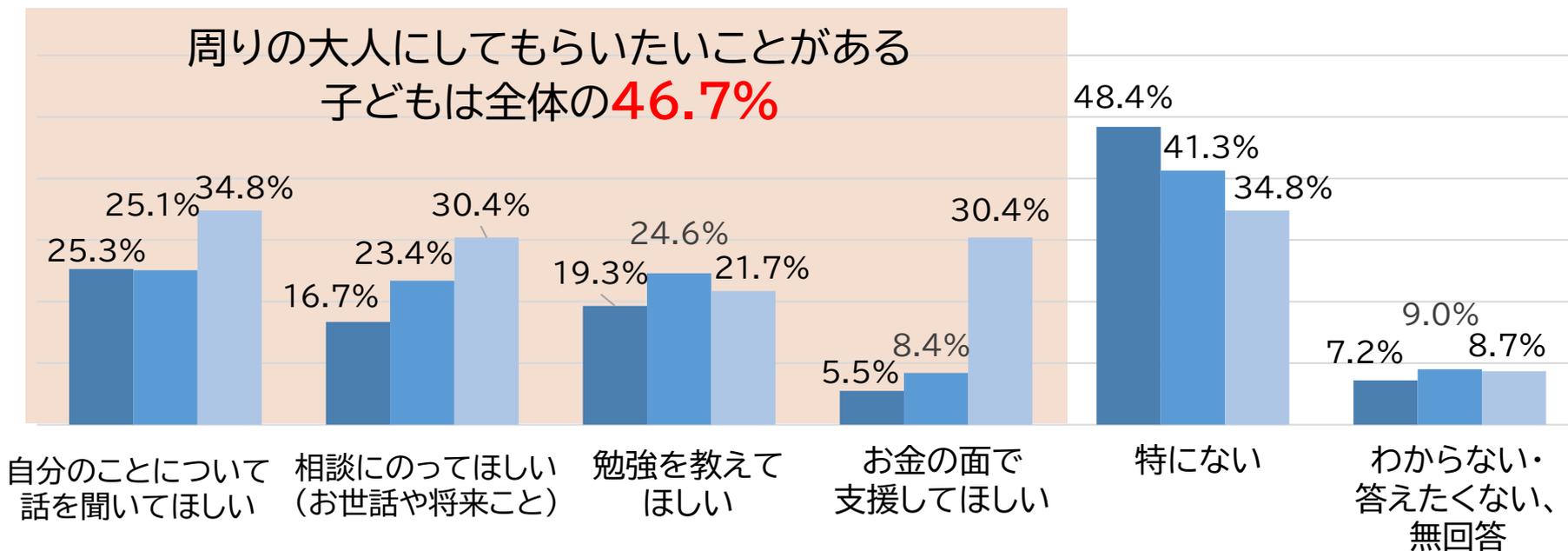
(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

子どもの約半数が、周囲の大人に対し、「自分のことについて話をきいてほしい」「勉強を教えてほしい」など、してもらいたいことが「ある」と回答している。

あなたは周りの大人にしてもらいたいことはありますか(複数回答)

■小学5年生(n=384) ■中学2年生(n=167) ■高校2年生(n=23)

周りの大人にしてもらいたいことがある  
子どもは全体の**46.7%**

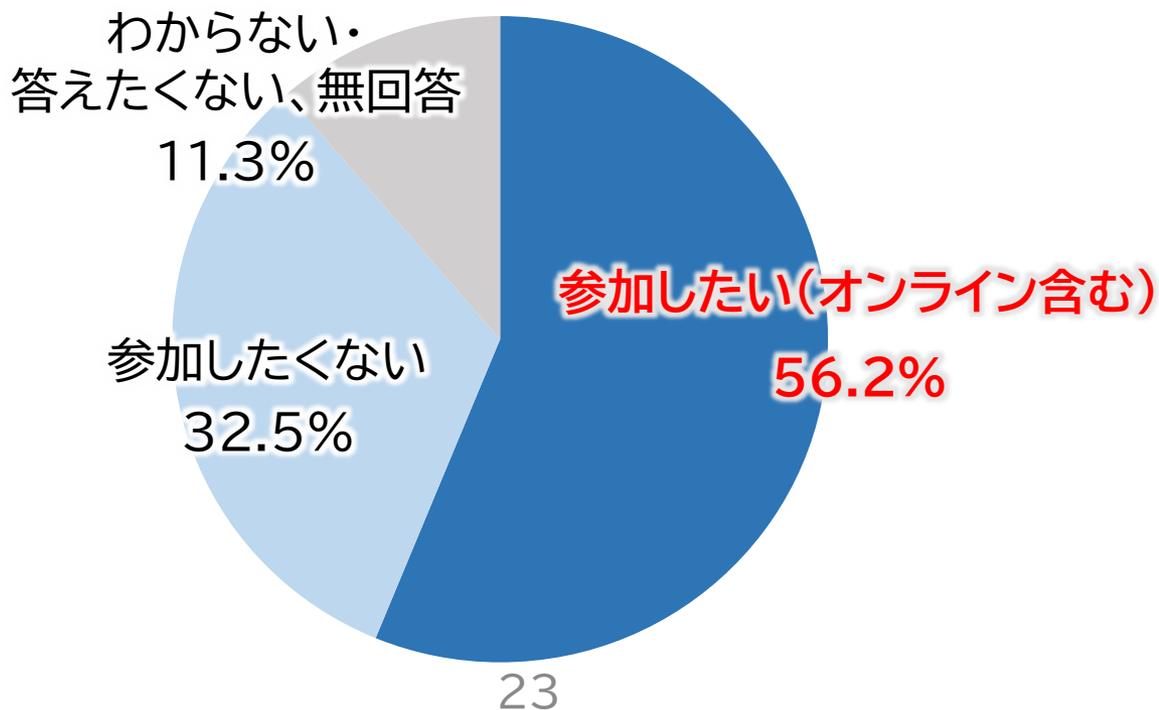


## お互いの話をしたり、共有し合う場への参加意向

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子どものうち、周りの大人にしてもらいたいこととして、「自分のことについて話を聞いてほしい」「家族の世話について相談にのってほしい」と回答した子ども)

子どもの半数以上が、お互いの話をしたり、共有し合う場に参加したいと回答している。

家族のお世話をしている子どもたちが集まってお互いの話をしたり、  
悩みを共有し合う場があれば参加したいと思いますか  
3学年合計(n=166)



# 世話をしていることによる影響

(対象:家族の世話をしており、自分をヤングケアラーだと思う子ども)

子どもの約4割が、「自分の時間が取れない」「宿題など勉強する時間がない」などの世話による影響を受けている。

世話をしているために、やりたいけれどできていないこと(複数回答)

■小学5年生(n=384) ■中学2年生(n=167) ■高校2年生(n=23)

